

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成27年9月15日（火）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 島田 一（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 鈴木 秀行（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 築 雅子（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 牧野 展久（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 南部 崇徳（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 森岡 かおり（第一東京弁護士会所属）
弁護士 臼井 智晃（東京弁護士会所属）
弁護士 江口 大和（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者4名は、着席順に「1番」等と表記した。

なお、裁判員経験者2番及び5番は欠席した。

4 議事概要

司会者

それでは開始時刻になりましたので、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は東京地方裁判所刑事16部の裁判官の島田と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日は司会進行役を担当させていただきます。

本日はお忙しい中4名の経験者の方にお集まりいただきました。裁判員裁判では、目で見て、耳で聞いて分かる裁判を目指して、検察官と弁護人の方々に主張と立証をしていただいております。今日は審理の分かりやすさというテーマで意見を伺うことにしておりますが、刑事裁判では被告人が一人の場合と二人以上いる場合とがございます。二人以上の被告人を一緒に審理しますと、メリットとして結論に矛盾が生じない、そういった判断が可能に

なります。また、刑の重さもバランスのとれた結論になることが期待できます。証人の方も裁判所に来る回数が1回で済むというメリットがあります。しかしながら、他方で、被告人が二人以上になりますと、一人の場合と比べて審理の期間が長くなりますし、また、審理の内容も複雑になってきます。そして、裁判員の方に判断していただく事柄も増えて、裁判員の皆さんにかかる負担がとても重くなるのではないのかという意見もございます。

そこで、裁判員裁判の始まる前の時点では、共犯者がいる事件の場合にも被告人は一人ずつ裁判すべきであるという意見が実は有力でした。しかし、実際に裁判員裁判が始まってみますと、被告人が二人以上いる事件の審理が行われております。本日はそのような被告人が二人以上いる事件を担当された経験者の皆さんに集まっていただきました。共犯者のいる事件について、特に被告人が二人以上いる事件の審理の内容が分かりやすいものになっているのかどうか、分かりにくい点があったとしたらどのような工夫が必要なのか、経験者の皆さんからお聞きしていきたいと思っております。

それでは初めに、私のほうからそれぞれ担当された事件の概要について御紹介いたします。その上で被告人が複数の事件や被告人以外の共犯者が多数いる事件を担当された御苦勞について、まず全般的な感想を伺ってこうと思います。1番の方が担当された事件は、外国人3人が海外から覚せい剤を密輸入したという事件でした。起訴された事実について争いがあって、覚せい剤の認識があったかどうか、それから共犯者の間で共謀があったかどうかという点が争点になっていました。そして、この事件では、被告人が外国人だったために通訳が必要になっていました。また、日本人と外国人の証人がかなり多数おられた事件です。審理と評議の期間も長くて、判決までに1番の方には十数回裁判所にお越しいただいたと伺っております。このような事件を担当された1番の方から全般的な御感想をまず伺いたいと思いますが、被告人が3人いて一緒に審理したということについて、どのようにお感じに

なりましたでしょうか。

1 番

一人の話だけを聞いてるとやはり分からないところがあったので、だんだん立体的に内容が分かってきたというのはすごく感じましたね。一人ずつだと分からなかったことが同時に同じ証人の方の話も聞けて同時に行えたということは、日数もかかりましたけれども、より分かりやすく、どういう判決を自分でどういうふうに考えればいいのかということがはっきり見えてきました。

司会者

先ほど申し上げたとおり、審理や評議、そして判決まで合計すると十数回お越しいただいたということでしたが、その点についてはいかがでしたでしょうか。大変ではなかったでしょうか。

1 番

間に土日があるので期間としては1か月弱ぐらいだったんですけれども、大変ではなかったですね。

司会者

ありがとうございました。次に3番の方が担当された事件ですけれども、被告人2名による強盗致傷の事件を御担当いただきました。なお、被告人のうち1名については、強盗致傷の事件以外に無免許運転や酒気帯び運転の事件を起こしたということで起訴されていた事件です。起訴された事実には争いはなくて、刑罰の重さが争点になっていました。審理期間は四日間で判決、宣告まで至ったという日程です。被告人二人を一緒に審理したことについて、どのようにお感じになられたでしょうか。

3 番

被告人が二人いたわけですが、どちらが最初にやろうと言いついたのかというところが、二人同時に審理することによって、いろいろ聞いていく

うちに、被告人それぞれの性格とといいますか人となりが分かってきて、大体どういう経緯でそういうことに至ったのかというのが、二人同時に並べて見ることによって分かってきたということがありました。少しややこしいといえますか、どちらかというと言われてやったほうが、別の道路交通法違反という事件があったので、重くなっていたんですけども。実際に強盗致傷というその事件だけ取り上げると、ちょっと逆のような印象も持ちました。

司会者

ありがとうございました。続いて4番の方ですが、共犯者多数による凶器準備集合、建造物侵入、傷害致死という事件を担当されました。共犯者が10名以上いるという点、それからその事件ではグループと全く関係のない人が人違いによって暴行を受けて亡くなってしまったという点に特徴があったということです。ただし、裁判で審理した被告人の数は、その10名以上の共犯者のうち2名で、この2名については、現場には入ったんだけど実際には暴行していない被告人だったようです。公訴事実には争いはなくて、刑の重さが争点になっていました。審理の開始から判決まで8回裁判所にお越しいただいたと思っておりますが、10人以上の共犯者がいて、そのうち被告人2名に限って審理したケースを御担当されて、どのような感想をお持ちでしょうか。

4番

かなりいろいろ証人尋問であるとか、被告人の話も聞いていて、非常に頭が混乱するような状況で、その中で話されているどの内容を信じていいのかというのを非常に感じました。あと、比較的その人の顔とかいろんな表情なんかを見ながらやってたんですけど、そこで複数いるということで、掛け合い漫才じゃないですけど、それぞれの意見の食い違いであるとか、罪のなすり合いみたいなものだとかが結構現場で見れたので、そういったものも含めながら非常に、どんな仕事をするに当たっても頭使うんですけど、非常に頭

が痛くなった思いはありましたね。結局それらを含めて評議していくんですけど、最終的にその評議内容、それと裁判官、それから裁判長の意見なども聞いて、最終的に結論を出していくんですけどね。なかなかそういった機会というのはなくて、その結論いかんでやっぱり人生変わってしまうという部分をまざまざと見せつけられたんで、何というんですか、被害者になる可能性というのはやっぱりあると思うので、今後その辺もいろいろ気をつけながらというようなことを考えました。この裁判が終わった後はちょっと変わりました。以上です。

司会者

ありがとうございます。審理の期間あるいは評議の期間を含めてですけれども、その点はいかがだったでしょうか。

4 番

こちらに来たのは約2週間で8日でした。会社がその辺は理解して、特別休暇もいただいたんで、特に何の支障もなく審理に参加できたということと、なかなかこういうことはできないので、会社のほうにはそういった形で対処してくれたことに対して感謝していますし、そういったことはなかなかできないなというふうに思いましたね。

司会者

ありがとうございました。続いて6番の方ですが、共犯者3名による監禁、傷害致死、死体遺棄の事件を担当されました。公訴事実には争いがありませんでした。争点は、3人のうちの二人がいずれが首謀者なのかとかいう共犯者間の役割や立場について争いがあったと伺っております。そして選任手続と審理と評議のために6日間裁判所にお越しいただいたと伺っておりますが、被告人3名を一緒に審理したことについて、どのような感想をお持ちでしょうか。

6 番

被告人3名で罪状が3項目あったということで、日数的にはそういう状況で審理と評議でそれ相応な5日間かなと思いました。被告人3人で、しかもあちこち車で移動しながらの犯行ということで、そういう意味では全体をつかむのが非常に難しかったというか、それぞれの証拠とか話を聞いているとき、そのときは理解してても、後で評議するときになかなか頭に残ってなくて、誰がいつ何をやったかというのがすぐ出てこないということで、そういうところで量刑を決めるときにちょっと難しかったという感じですね。共犯者がいる場合に一緒に審理するかどうかというところでは、被告人の言い分がそれぞれ違って、二人の主犯格の被告人が、お互いに責任のなすり合いみたいなことをやったんで。それも最初は分からなかったんですが、何回か話を聞いているうちにどちらのほうが真実を言っているのかというのが徐々に分かってきたというところで、いろいろ話を聞くことによって分かってきたというところですね。

司会者

裁判所に来ていただく回数とか期間についてはいかがでしょうか。

6番

被告人3名の罪状3項目という点では適切かなと。もう少し、あともう1日ぐらいあってもいいのかなという感じはしましたけど。先ほどの4番の方が二人で2週間ということからいえば、もっとあっていいのかなと。今になってみればそういう感じはします。

司会者

もう一日あったらいいなというのは、審理のほうでしょうか。それとも結論を決める評議のほうでしょうか。

6番

やはり審理のほうの感じですね。

司会者

審理のほうを、もう少し証拠調べを丁寧にとというか、より多くのものを聞きたいなど、こんな感じですか。

6 番

そういう感じがしました。

司会者

では、この後は、争点や主張の内容の把握についてということでテーマを決めてお話を伺いたいと思います。審理を始めるに当たって、最初に起訴状の朗読があり、その後被告人の言い分、弁護人の主張、これが出されてます。その後に検察官と弁護人から冒頭陳述というプレゼンテーションがあったと思います。そこで事件の概要についての説明がされるわけですがけれども、この冒頭陳述のプレゼンテーションを聞いて、全体としてどのような事件なのか、争いはどこにあるのか、そしてどの証拠が重要なのかということをお話しいただくことになってるんですけども、そういった観点から見て、このプレゼンテーションの内容について御理解いただけただけでしょうか。特に複数の被告人がいるということや、関係者が多数いる場合もありますので、そういったことで混乱が生じなかったかどうかという観点からお話を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。どなたからでも結構です。では3番の方から伺います。3番の方の事件では被告人が二人だったということですが、この冒頭陳述を聞いて、大体どんな事件なのかというイメージ、そういうのは分かっていたかたんでしょうか。それとも、どこか難しいところがあったんでしょうか。

3 番

私の場合は比較的分かりやすいといえますか、その二人組が深夜にちょっと女性を連れて飲んでいて被害者の方を路上で襲ってかばんを取ったという割と分かりやすい事件で、裁判員制度で呼ばれるほどの大きな事件なのかなというのがまず第一印象でした。結論的には強盗致傷ということで比較的重

いものになってしまったんですけど。最初の概要の御説明とかは非常に分かりやすいものだったと思います。

司会者

ありがとうございました。被告人二人の場合は大丈夫そうなのですが、3人になっていくとどうなのかというところも伺ってみたいと思いますが。6番の方はいかがだったでしょうか。

6番

先ほどもちょっと申し上げたように、3人ということで、主犯格の二人の言うことが、ある種の責任のなすり合い的のところがあって、最初はどちらが本当かみたいなのがなかなか分からなかったんですけど、いろいろ話を聞いてるうちに、生い立ちとか被告人の性格とか反省の度合いとかそういうところが証言を聞いていくうちにだんだん分かってきて、それによってどちらのほうの話が真実味があるのかということがだんだん分かってきたところですね。

司会者

証拠を具体的に調べていくとだんだん内容が分かってきたということでございますよね。

6番

はい、そうですね。

司会者

最初の検察官や弁護人のプレゼンテーションを聞いて、この事件の争点はどこにあるのか、つまり、後で出てくるどちらが主犯というか首謀者なのかというところが問題になってるんだなというところは、最初のプレゼンテーションでお分かりいただけたのでしょうか。

6番

はい。

司会者

4番の方は、先ほど申し上げたとおり共犯者が多数いたということで、最初のプレゼンテーションで、事件全体の概要、大体どんなことを立証していくのかなという話は御理解いただけたんでしょうか。それとも、難しいところがありましたでしょうか。

4番

共犯、グループ性が高い事件だったんで、非常にいろんな人が関係してまして、そういった部分の相関図みたいなものも事前の資料であったので、非常にそういった部分での、この人はこういう役目であったりとか、この人がこういう位置関係にいるというのは分かりやすかったかなと思いますね。そういった事前の資料であるとか、特に検察官も説明がすごくうまくて話の内容もよく理解できたし、話の内容も含めて、非常に理解しやすかった内容ではありました。

司会者

今言われた相関図というのは、検察官から配られたメモの用紙の中に入っていたんでしょうか。

4番

そうですね、はい。この事件に関わっている複数人の名前入りで、この人はここにいた、どこにいたみたいな感じのものが全て書かれていたので、大体の流れ、関係者のそういった概要みたいなものは、そこで把握できたかなと思いますね。

司会者

では、続いて1番の方はいかがでしょうか。同じように最初のプレゼンテーションを聞いて、どういう事件なのか、その概要等、争点がどこにあって、どんな証拠が重要なのか、この辺りの御理解ができたかどうかという点で感想がありましたらお願いいたします。

1 番

覚せい剤の密輸ということで、覚せい剤自身が現物としてあるので、それを認識してたかしてないか、本当にその人たちのものなのかというところの無罪を訴えていたので、その辺のところを話し合うというのを最初からすごく分かりやすく説明してくださって、多分裁判員制度というのを意識していらっしやっただろうか分からないんですけども、難しい言葉もすごく分かりやすく説明してくださったので、最初からよく分かりました。

司会者

海外から覚せい剤を密輸してきたという時間の流れがかなりあるかなと思うんですが、その辺りについてこれから証拠調べをしていく前提として何か参考になったものはあったんでしょうか。

1 番

表とか、とにかく分かりやすく説明してくださって、スライドというんですかね、それで見れるようになっていたので、それを見ながら追って考えて相談していくという形だったので、よく分かりました。

司会者

1 番の方の事件では、有罪か無罪かが大きな争いになっているので、弁護人からも冒頭陳述のプレゼンテーションがあったと思うんですけども、それについて何かお気づきの点はありますか。

1 番

弁護人は、そもそもそれは被告人たちの持ち物ではないということを最初訴えてらっしやいました。

司会者

1 番の方が担当された事件の争点の一つとして、スーツケースが運ばれてきたわけだけでも、それはそもそも被告人たちの持参してきたスーツケースなのかどうかという、この同一かどうかというところも争いになっていた

というお話だったですか。

1 番

そうです。その物自体が被告人のものじゃないと弁護人はおっしゃっていたので。

司会者

そこが一つの問題だなということは御理解されたということでしょうか。

1 番

はい。

司会者

仮にそれが被告人たちが持ってきたものだとしても、中に覚せい剤があるかどうか争いになっていますよというお話でしたか。

1 番

そうです。

司会者

本日お集まりいただいた経験者の方は冒頭陳述の内容が分かりやすかったというお話をしていただいたんですが、もっと分かりやすくするためにこんな工夫をしていただけたらいいなという、そういう何か改善点とか工夫してほしいなという御希望は何かありませんでしょうか。

3 番

裁判員裁判ということで非常に分かりやすいプレゼン資料といたしますか、作っていただいたと思うんですけども。ちょっと逆に、余り分かりやすくしてしまうことによって、ものすごく簡単な話にされてしまうというか、もう少し事実を積み重ねて、本当はどうなんだろうかというところがちょっと知りたかったかなという気もします。逆にシンプルにし過ぎても、争いのところが何かこれだけに縛られちゃうような部分もありましたので。

司会者

今回は被告人の数が二人あるいは3人ということでしたが、被告人が何人ぐらいまでだったら対応できそうですか。いかがでしょうか。もちろん人数だけではないかもしれないし、判断すべき事柄がどれぐらいあるのかということも絡むかもしれないんですけど。

6番

そうですね。1回だけしか経験してないから何とも言えないですけど。あくまでも私の経験は1回だけなんですけど、被告人3人がいいところかなと。それ以上は難しいかなという感じはしますね。

司会者

4番の方はいかがでしょうか。

4番

そうですね。被告人二人しか経験してないんで、それ以上ということになると。人数を増やせればやっぱり時短にもつながっていくんですけど、被告人二人の事件を経験してみて、いろんな内容を精査していく上では、そこでも非常に混乱してた部分があったんで、本来は被告人一人のほうがやりやすいんですけど、複数の場合はやっぱり被告人2から3人ぐらいまでが限界なんじゃないかなというふうに思いました。

司会者

1番の方どうぞ。

1番

私も被告人3人だったので、すごくよく分かりやすかったですけれども、その3人に声をかけて一度日本に物を運んで成功してたという人が一人証人として現れていて、その人は捕まっていなかったんです。だから事件の内容が、もしその人も何か証拠があるんでしたら、4人にお話を聞いたほうがよく分かるかなというのは思いましたね。同じ事件で同じ共謀性があるのであれば、できるだけ同じときに話を聞きたいなと感じました。

司会者

ありがとうございました。3番の方がいかがでしょうか。

3番

そうですね。私も被告人3人ぐらいが限界かなと思います。

司会者

ありがとうございます。今は冒頭陳述という最初の段階で行われたプレゼンテーションについて皆さんの御意見を伺ったんですけれども、審理の最後に検察官から論告、弁護人から弁論という形でまとめの意見を述べていただく場面があったと思います。この論告や弁論におけるまとめの意見というのは、皆さんが結論を決めるに当たって参考になったでしょうか。1番の方がいかがでしょうか。

1番

参考になったと思います。

司会者

評議をするときには、その論告と弁論を机の上に置いて見ながらやっていくというような形でしょうか。

1番

そうですね。

司会者

そうすると、両方の言い分がかみ合っていると、どちらの言い分が自分の考えと合うのかなとか、証拠と合ってるのはどっちなのかなとか、こういう判断が可能になってくると思うんですけれども、そのようなやり方をされたということでしょうか。

1番

そうですね。比較できるというところが、どっちが本当だと思うかというところですごく自分の中では参考になりました。

司会者

3 番の方はいかがでしょうか。

3 番

感想としては、被告人が2名いまして、それぞれに弁護人がついてたんですけども、それぞれ力量といいますか、ちょっとうまい下手といいますか、ちょっとあったかなということは感じました。

司会者

そのうまい下手というのはどういうところに表れるんでしょうか。

3 番

途中段階でも感じたんですけども、被告人の一人と弁護人と事前の打合せ不足といいますか、弁護人も質問してそのとき初めて聞いたようなこととかもあったりして、事前にこういうことを打合せしないものなのかなと思ったりもしましたし、どれぐらい真剣に事件に取り組んでいるかというところにもちょっと差が出たりするのかなと思いました。

司会者

審理の最後に行われたまとめの意見が結論を決めるに当たって参考になりましたかという質問をしておりますが、4 番の方はいかがだったでしょうか。

4 番

そうですね。一応、冒頭陳述、論告・弁論という形で進んでいく上で、印象としては、非常に、弁護人も検察官もそんなにやり合う面もあんまりなくて、淡々と進められていたのかなというふうに思いました。これは複数人いて、ほかのグループ、ほかの人の裁判の絡みもあったんで、ある程度の事件の全容であるとかいうのがもう全て分かっていた部分だったので、あとは量刑を決めていくというのが一番の争点だったので、そうなったのかなというふうにも感じました。もう少し何かやり合うところがあったらよかったかなというふうには思ったんですけど。最終的に決めていく上でのいろんなとこ

ろで、裁判官とか裁判長も、素直な意見というか、全体的にまとめるでもなく、個人それぞれの意見をお話しされていまして、それで私たちもそれぞれ思うことというのをぶつけながら、評議して内容をまとめていったという経緯があって、初めてこういうことをやったんですけど、そういった意味では、ものすごく、一つ一つみんなで意見を出し合って、積み重ねて問題解決していくという部分を見て、非常に感心したというか、思いましたね。なかなか自分でできない部分もいろいろあったんで、参考にさせていただけたと思いました。

司会者

論告や弁論のときに、検察官、弁護士双方から刑の重さについてこのぐらいが相当だという意見、求刑と、科刑意見といいますけれども、それは参考になりましたでしょうか。

4番

参考になりましたね、やっぱり。もともと私たちも素人なので、そこまで法律の部分も分かりませんし、人を裁いていくという部分での、何というんですかね、そういう力もないところもあるので、そういったものというのはプロの話も聞きながら進めていけたので、非常にそれは分かりやすかったですし、説明がすごく分かりやすくて、よく頭に入ってきた印象はあります。

司会者

6番の方はいかがだったでしょうか。まとめの意見についてどのような感想をお持ちでしょうか。

6番

被告人側と弁護士側の弁論ということで、非常に参考になったと思います。ただ、私が担当した事件では、どちらかという主犯格二人の責任の重さというところが争点だったので、なかなか書いたものだけではちょっと判定しづらかったです。評議するときに、主犯格の二人の被告人それぞれの証言の

内容と証言するときの態度ですね、いろいろ聞いていくうちに被告人の性質というのが出てきて、それによって、どっちの話が真実性があるのかという、そこが一番大きな量刑を決めるときの一つのポイントになりました。あとは評議では過去の判例ですね。そういうのが一応裁判官のほうから示されて、それも一応ある程度は考慮するというので、その辺はやはり私たちは素人なので、何かそういうものが一つの参考になったと思いますけど。

司会者

棒グラフの点はまた後ほど伺いたいと思います。ありがとうございました。参加されている検察官から何か質問はありますか。

築検察官

検察官の築と申します。よろしく申し上げます。検察官としましては、分かりやすい立証ということで、特に複数の共犯者の事件に関しましては、最初の冒頭陳述からある程度きちっと、多過ぎず少な過ぎずという情報提供をしようと思っております。必要な情報が入っていたということを聞いて、ちょっとほっとしているところです。論告では、もう証拠が頭に入っていて、耳で聞いて、検察官が渡している論告メモを目で追うという作業をするんですけども、ちょっと文字量が多過ぎたとか、検察官の論告メモと読み上げ原稿が合っていないくて理解しづらかったとか、もうちょっとビジュアル的に工夫してほしいとか、そういうことがあったかどうかという点について、もしあればお伺いしたいなと思います。特に4番の方の事件に関しては、こちらのほうが言わなければいけない内容がありまして、非常に論告の文字数が多かったような事件に思えますので、もしその点で何か気になる点があれば教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

司会者

4番の方はいかがでしょうか。

4番

そうですね。一応今お話があったとおり、結構目で追っていく部分というのが多かったと思うんですけど、その辺はまたスライドであるとか、何かビジュアル的なものでうまくフォローできるようなものがあればいいかなと思います。初めてだったんで、量が多いものか少ないものかというのは、そのときは判断できなかつたんで、必死で目で追ってメモをとりながらやってたんですけど、分かりやすくしていただけるものがあれば、そういったほかの手を使ってでも何か提案していただければ、多分また事件の内容によっては言葉だけで説明、文字だけで説明できない部分というのがあると思うので、ビジュアル的な部分で補足してもらえればいいのかと思います。逆に、目でずっと追っていると、変な話、ちょっとどどっとくるときも人によってはあると思うので、何か切り換えになるような部分があればよいと思います。あと、お話も抑揚を付けて欲しいです。私の聞いた限りでは結構抑揚を付けてしゃべられてたんで、非常に耳に入ってくるんですけど、やっぱり一辺倒で大声でしゃべっちゃうと、どうしてもそうっちゃう。これは普通の私たちの会議の中でもそうなんですけど、そういった部分で何か付け加えていただければいいかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。参加されてる弁護士から質問、あるいは意見、何かありますでしょうか。

森岡弁護士

弁護士の森岡と申します。よろしくお願いたします。今非常に参考になるお話をたくさんお聞かせいただきましてありがとうございます。弁護人としてはやはり争点が分かりやすいかというところが非常に興味があったところですが、冒頭陳述の段階から、それが正しいのか、それが自分の考えに合ってるのか分からない。そこは冒頭陳述なのでそうだと思いますが、少なくとも弁護人がこの事件で何を言いたいのかというのは、皆さんどの事

件の方々も一定程度理解をされていたのかなと思ひまして、少し安心をしているところです。お聞きしたいのは、通常、被告人が一人の場合には検察官が冒頭陳述をして弁護人が1回冒頭陳述をすると、最後の論告・弁論のところで、論告・弁論1回ずつですが、被告人が2名とか3名いると、その分、弁護人の持ち時間というのが合計すると長くなってくる。これについて御感想であるとか、こういうところは改善点があるのではないかというようなことがあればお願いします。特に通訳事件で通訳人の時間も必要であった1番の方からお聞きできればなというふうに思います。

司会者

1番の方お願いいたします。

1番

そうですね。やはりすごく時間が長かったのと、同じことを繰り返される方もいて、その点は何か裁判長のほうがその話はこの前しましたねと弁護人の方に言われてたときもあったんですけども。やはり時間が長くなったというところが何というんですか、ずっと集中して聞いてないといけないので、その辺は気になる場所でしたね。

司会者

1番の方が担当された事件は被告人が3人いて、Aさん、Bさん、Cさんとすると、争点としては同じ共通の争点だったんですよね。

1番

そうです。

司会者

そうしますと、Aさんの弁護人からまず主張があって、Bさんの弁護人からも主張があって、Cさんの弁護人からも主張があるわけですけども、それが同じような話だったんですか。

1番

そうなんです。それが結局、覚せい剤が入ってたスーツケースが自分たちの持ち物じゃないということと、覚せい剤の認識がなかったということだったので、そんなに違うことがなくて、同じ話の繰り返しだったので、言葉が悪いけど、飽きると言うとなんなんですけど、最初聞いたときは、ああそうなのかと思ってたんですけど、3回同じことを聞くと、少し気がそれてしまうところがありましたね。

司会者

そうしますと、2番目の方と3番目の方は少し工夫を必要とするということになるのでしょうか。

1番

そうですね。違う内容、違う訴え方みたいなのがあったほうが、話がよく聞けるというか、そのような感じはしました。

司会者

では、続いてテーマを少し変えまして、証拠調べについて伺っていきたいと思います。ここが法廷で話を聞く一番長い部分になりますけれども、まず調べていく証拠の内容は、事実の認定に当たって分かりやすいものになっていましたかという形でお尋ねしたいと思います。まず証拠の中でも証拠書類や図面、写真などについて調べる場面がありましたが、この内容について、見たり聞いたりして理解することができたかどうかという点でお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。3番の方からどうぞ。

3番

初めてこういう経験をしまして本当に驚いたのが、路上で襲っているわけですけども、それまで被害者の方とか加害者がいたところ、やっぱり東京というのは全部にカメラが付いてて、ほとんど全部映っているということでした。

司会者

防犯カメラで映っている場面があったということでしょうか。

3番

そうですね。被害者の方がお店から出たり、その後、加害者が走って逃げたりするところとかが、そこまで全部映っていると、ほとんどそういうことがあったことについては疑いの余地がないので、本当にすごいものだなと思いました。

司会者

まさに目で見て分かったという証拠になったわけですね。

3番

そうですね。

司会者

はい、ありがとうございます。そのほかに、共犯者がいる事件ですので、例えば共犯者間のメールが証拠になっているとか、電話の連絡について証拠になっているといったものもあるかなと思うんですけども、そういった証拠調べの在り方、内容について御感想のある方はいらっしゃいますでしょうか。4番の方いかがでしょうか。

4番

そうですね。一応複数人グループでの犯行ということで、それに関連する人たちの電話のやり取り、電話のやり取りの内容までは細かくはないですけど、誰々に電話をしたというような時系列のそういった経緯がまずありますよね。それはアリバイとして成立するものだと思いますし、そういったものが出てきてるといえるのは、先ほどのカメラの話もそうなんですけど、非常に身近なものから証拠を集めることができるんだなというふうに思いました。昨今そういった部分で、携帯世代だとか、いろいろされる犯罪者もいるんですけど、非常に、その人本来の部分というよりも、そういった証拠が集まってくれば周りから崩していくことが可能だと思うんで、アリバイというのを

きっちりそこで崩したりすることもできるし、確認することもできたりとかという部分では、やっぱり重要な証拠、特に今の時代ですね、携帯とかスマートフォンとか限らず、パソコンであるとかそういったものの情報というのが大事なのかなというふうに思いました。

司会者

4番の方が担当された事件で、電話に関する報告書では、たくさんの電話のやり取りがあったということなんですか。それとも、そのうちの幾つかが抜かれているようなものなんでしょうか。

4番

そうですね。そのうちの幾つかですね。覚えてる限りではそんな感じだったと思いますけど。

司会者

共犯者のAさんがBさんに電話かけましたと、BさんがCさんに電話をかけましたと、このような幾つかのやり取りが抜き書きされているという趣旨だということになるのでしょうか。

4番

そうですね。メインとなる二人のやり取りですよ。やり取りというか、この時間にこういう電話をしたとか、誰々を呼んだとか、誰々を呼んだからグループ性の部分が強くなるだろうという、そういった部分の内容を確認するようなところではあったかなと思いますけど。

司会者

6番の方はいかがでしょうか。

6番

私の担当した事件もやはりメールのやり取りが一つの証拠として提出されました。主犯格でないもう一人の被告人が、その車を運転しながら被告人3人が所属していた団体に対して、犯行の実況中継的なものをメールで送って

たんですね。それで証言としては、ただ自分では暴行を加えてないということで、あんまり積極的に犯罪に加わったのではないということを主張してたんですけど、そのメールの内容からいくと、それを応援するような内容をやり取りしてたということで、やはりある程度その責任は重いんじゃないかというようなことが分かったということで、一つのメールのやり取りが結構大きな重要な証拠になるんだと思います。

司会者

1 番の方の事件というのはいかがでしたか。証拠書類の中で複雑で分かりにくいというものはなかったですか。

1 番

余りないですね。証拠は書類よりも物なので、覚せい剤という物自体も見せてもらって、物なのでそんなに分かりにくいものではなかったです。電話も、やり取りした通話記録みたいなものはあって、もう明らかに分かりやすいものしかなかったの。感情を交えた事件ではなくて、共謀して物を持ってきたか持ってこないかという内容的にはそれほど難しくない事件だったので、証拠が分かりにくいということはありませんでした。

司会者

電話の記録というのは、大量のものなんでしょうか。それとも抜粋されたようなものなんでしょうか。

1 番

多分抜粋されてたと思いますね。主犯格になる人、誰だかはいまだに分からないんですけど、その人に逐一報告をしていた部分を抜粋されてという形だったと思います。

司会者

4 番の方にお尋ねしたいんですけども、4 番の方の担当した事件ではほかに共犯者が多数いましたですね。

4 番

はい。

司会者

審理している被告人以外の共犯者の人たちがどんな話をしているのか、これはどういう形で証拠になっていたんでしょうか。証人尋問をしていったのか、それとも共犯者の供述調書というものを調べていったのか、その辺りは覚えてらっしゃいますか。

4 番

供述調書もあったんですけど、証人も来て話をしていたので、大体の流れというか、そこに絡んでる人たちの個人名も出てたので、特定はされていたのかなというふうに思いました。

司会者

共犯者の証人は何人いましたでしょうか。

4 番

一人ですかね、はい。今回は。

司会者

それ以外に多数の共犯者がいたようですが、その人たちのお話というのは供述調書を調べていったんでしょうか。

4 番

そうですね。たしかその中に名前が出てくる感じではあったと思うんですけど。

司会者

共犯者の話を証人という形で聞くのと供述調書で聞く場合で、その理解の違いというのは何かありますか。

4 番

そうですね。やっぱり面と向かって証人として法廷に立たれてしゃべって

るときのほうが、非常にいろいろ考えさせられるところもあって、分かりやすいというか、文章で見るものよりは、やっぱり入ってくるものは強い部分がありましたね。

司会者

もし全員証人に出てきたらどうでしょうか。

4番

そうですね。かなり時間がかかると思いますし、実際にそのグループの人間も傍聴席のほうにいて騒いでた経緯とかもあったので、すごく混乱するんじゃないかなと。私の事件の場合なんですけど。それは感じましたね。あと、余り複数出てきて話が食い違ってくる可能性もあると思うので、その辺は選び方も含めて考えなきゃいけないんだと思うんですけど、そういった後々のこともやっぱりあるので、たくさんの証人というよりは、ある程度特定して話をまとめるほうが、まだ審理しやすいのかなというふうには後で思いました。

司会者

そのほか、証拠書類あるいは写真、報告書などについて、傷害致死の事件をお二人に担当していただけてますけれども、御遺体の写真とかはあったんでしょうか。6番の方からお願いします。

6番

私の担当した事件では、写真としてはなかったですね。やはり相当インパクトがあるということで、写真はなかったです。

司会者

写真に代わる何か別の証拠があったんでしょうか。

6番

一応打撲とか、その他、体のどの部分にどういう傷害があったかということのイラストがありました。それで犯行の状況がよく分かったということで、

写真よりは分かりやすかったのかと思います。

司会者

4番の方の事件ではいかがでしたか。

4番

そうですね。私のときも写真ではなくてイラストがありました。あと司法解剖医の証人尋問もあって、そのときにいろいろ細かい医療用語を含めて説明されました。実際、証拠物件として画像であるとかそういったものが、後々インパクトが強過ぎて心労を含めて負担をかけるというような話も今出てるんですけど。逆に、写真、画像はインパクトが強いだけでなかなか目に残らないというか頭に入らないというか、気持ちだけ気持ち悪くなるだけで。逆に、イラストのほうが、先ほどお話があったように、分かりやすかったです。やっぱり人間イメージしていく部分というのがあるので、非常にそういった部分では、そういった外傷の程度がこれだけ数か所にわたって、そしてそれがこういった色になっていると、そういった部分を自分の中でイメージしていくほうが、まだ被害の状況というんですかね、その残忍性であるとか、そういったものを逆によく知ることができたかなというふうに思います。写真はやっぱりすごいと思うんですけど、私は見るができると思うんですけど、余り残らないのかなというふうなことを逆に思いましたね。それよりもやっぱり個人差があると思うので、気持ち悪くなる人もたくさんいると思うので、その辺はうまくそういったイラストも含めたものでビジュアル的に解決できると思うので、私の今回の事件の場合はそういったものがメインだったんですけど、分かりやすかったと思います。

司会者

今伺った証拠書類あるいは写真とか図面とかは主に検察官が請求される証拠の分が多かったのかなと思うんですけども、弁護人のほうから出された証拠書類などを調べた事件を担当された方はいらっしゃいますか。

3 番

なかったです。

司会者

3 番の方はなかったですか。1 番の方はいかがでしたか。

1 番

特に人となりとしてのこういう人ですというのはあったけれども、事件に関してというのは確かなかったと思います。

司会者

事件に関する弁護士からの証拠書類等はなかったということですか。

1 番

そうですね。

司会者

ほかの方も同じでしょうか。

6 番

被害の状況に関しての弁護士からののはなかったですね。

司会者

6 番の方の事件でもなかったということですね。はい、ありがとうございます。参加者から質問はありますか。では、築検察官からどうぞ。

築検察官

質問と、こちらの今の事情ということについて少しお話をさせていただきたいのですが。防犯ビデオの映像とか携帯電話とか、そういった客観的証拠を重視しなければいけないというふうに検察官は思っておりまして、当然御遺体の写真についても見ますし、司法解剖の鑑定書についても隅から隅まで読んだ上で、争点に関する必要なものについて出すということになっております。ですので、防犯ビデオの映像についても、実際に裁判員の皆様に見ていただくよりも、結構大きいたくさんのものを見ていたり、そのものではな

くて、必要なところについてを区切る作業をしたり、それから携帯電話とかメールに関して、実際に電話会社から来るものの原証拠ではなくて、分かりやすい証拠として一覧表を作成したりとか、やはりものすごい手間暇はかかっているということについては御理解していただきたいのと、先ほど言った死体とかそういった写真とかについてのイラストについても、こちらのほうが裁判所のほうから裁判員に対するショックの関係とかいろいろ御示唆もいただいた上で判断してやっているということについては、工夫をしているということについてはちょっと御理解していただきたいなと思っております。

けがの写真、現場の血の状況というものについては、犯行に一番密接に関連する証拠ではあるとは思っておりますが、最近いわゆる亡くならない事件の関係のけがのところについても、例えば現場も含めて、血の写真とかがあると白黒にしたほうがいいんじゃないかという話が出ることもありますが、皆さんの感覚としては、やっぱり刑事事件であって被害者の方が亡くならない事件でも、血が絡むそういったものについてはイラストなり白黒のほうがいいということになるのかというような、ちょっと感覚を聞きたいなと思っております。といいますのは、別の事件の関係で、自分が思っている被害状況と、ほかの裁判員の方や裁判員が思っている被害状況と、やっぱり客観的なものを自分が見ていないと不安だったというふうに感想を述べる方が中にはいらっしゃるからです。イラストも結局私たちなり捜査官なりが、弁護人に開示しますけれども、それを写すという別の作業をもう一回しているところでもありますので、それが本当に被害の実態として皆さんに伝わっているかということについては、被害者の御遺族から話を聞いたりする立場の検察官としては、ちょっと皆様に聞いておきたいなと思うのです。

司会者

順番に伺っていきましょうか。どうぞ、1番の方お願いします。

1番

被害者の立場に立って考えれば、亡くなっていなければ見てほしいと思う
と思いますし、私自身も見れると思います。

司会者

3番の方お願いします。

3番

やはり実際の写真というのはこの目で見たほうがいいと思いました。たまたま私のところは強盗致傷でしたけども、被害者の方がほとんど、そんなにけがしてるのかなというぐらいのものでした。

司会者

非常に軽いけがだったんですかね。

3番

非常に軽いもので、ほとんどそんな大けがという感じではなかったんです。それによって強盗致傷の中でもそれほど悪質なものではないかなというのは実感として分かりましたので。イラストというのも分かりますけど、なるべく本物を見たほうがいいかなと思います。

司会者

4番の方いかがでしょうか。

4番

私もイラストも写真も見ることができます。今回自分の携わった事件に関しては、多分写真で見ても分からないぐらいひどい状態だったのかなと思ったので、逆にそういった部分のフォローをイラストでできる部分はされたほうがいいと思いますし、実際に犯罪の重さであるとか、やった行為に対する残忍性であるとかというのは、見て分かる部分というのは写真のほうが分かりやすいとは思っているので、それを提示する部分には別に反論はないですね。

司会者

6番の方いかがでしょうか。

6 番

私の担当した事件では、暴行によって死亡までしたということで、けがの状況は相当ひどかったということなので、写真は実際見てないです。イラストだけなので本当の意味の生の状況というのは分からないですが、先ほどの4番の方と同じように、検視官の説明もありました。その説明を聞きながら図を見てたというところなんですけど、それを聞いててやはり相当ひどいなということを感じました。なので、やはりそれを本当のリアルな写真で見て、確かに相当インパクトが強いかなという感じはしたんですね。それでまた、やはりその内部、内臓の状況とか、内臓のダメージの状況とか、そういうのは写真だけじゃ逆に分からないかなという感じもするんですね。写真だと外側だけなので。そういう意味で、確かにけがと実際に死亡までいったというその辺によっても違うかもしれないんですけど、軽い状況でしたら写真のほうがいいのかもしいんですけど、私の場合はやはり、詳しい状況を知るという上ではイラストと検視官の話というほうがより内容が理解できたというふうには感じますね。

築検察官

ありがとうございます。

司会者

この写真の問題は、大丈夫な方もいらっしゃるんですけども、そうでない方もいらっしゃるというところで、どの辺にレベルを合わせて立証していくのかというところが必要なんだろうと思っています。参加されている弁護士から質問はありますか。

森岡弁護士

弁護人のほうからは、証人尋問や被告人質問についてでもよろしいでしょうか。検察官が請求している検察官の立証に役立つ証人に対しては、弁護人というのは反対尋問といって検察官の後に質問をします。また、共犯者間で

役割について争いがあったりする場合は、自分が担当している被告人ではない被告人に対して反対質問という形で、要するに崩していくタイプの尋問をすることがあるんですが、そういったケースで、何か特にこれは分かりにくかったかなとか、こういうふうな聞き方をしていたからとてもよく質問者の意図が分かったとか、そういったところで印象があれば教えていただければと思います。

司会者

証人や被告人への質問の内容ですけれども、法廷で聞いていて理解できましたでしょうか。その辺りから伺っていきたいと思います。いかがでしょうか。6番の方いかがですか。

6番

検察官や弁護人からの質問としては、特に分かりにくいというところはなかったと思います。

司会者

例えば一人の証人の方に対して検察官が質問し、被告人Aの弁護人が質問し、また被告人Bの弁護人からも質問すると。そういうことで混乱を生じたりはしなかったでしょうか。

6番

今となってその細かいところは覚えていないんで、はっきりとは言えないんですけど。特に分かりづらいというところはなかったと思います。

司会者

6番の方の事件ですと、主犯格と思われる二人のうちどっちがより上の立場なのか、暴行を中心にやったのはどちらなのかというところが争点になっていたと思いますけれども、その辺りの心証といいますか、こっちだなという認定には、その質問のやり方で十分理解できたということによろしいでしょうか。

6 番

そうですね。質問の仕方と被告人がそれに対して回答するときの態度ですね。その辺でどちらが主犯格かという。その被告人の、主犯格が二人いたわけですけど、その二人がお互いに罪のなすり合い的な話をしていたので。ただ、話してはいたんですが、いろいろどういうことをやったかということを話していくうちに、その話し方でどちらの言ってることが真実性があるのかというのが、いろいろ聞いていくうちに分かっていったというところで、その質問の仕方がどうかというところまでは、ちょっとはつきり今は分からないです。

司会者

はい、ありがとうございました。1 番の方はいかがでしょうか。多数の証人と被告人質問があったかと思うんですけども。質問と答えの内容を十分理解できましたか。

1 番

それは、最初は必死で聞き取ろうとしてたんですけど、だんだん慣れて分かるようになりました。

司会者

弁護人から反対の方向から質問がされた場合とか、それから弁護人もたくさんいらっしゃるので、質問がどんどん重なっていった場合に混乱を生じたことはなかったですか。

1 番

そうですね。弁護人がこう言おうというのは分かってたんですけど、事件の内容が割と単純だっただけに、違うストーリーがあるということを弁護人がすごくおっしゃっていて、そこがちょっと理解しにくかったですね。そもそもこれはないことだという、そのスーツケースにしても何にしてもどこかですり替えられたという空想みたいな話が、割とそういうストーリーみたい

なのが出てきたところからちょっと分かりにくくはなりました。

司会者

3番の方いかがですか。

3番

弁護人の質問というか、そういうところで言うと、逆に少し物足りなかったかなというところがありました。強盗致傷ということだったので、先ほどちょっと言いましたけど、被害者の方の写真を見てもそんな大した傷ではないと。弁護人からその被害者の方に対して、本当にそんな傷だったんですかみたいな、そういう質問がちょっとなかったのも、そこは弁護人としてやるべきじゃなかったかなと思ったことと、被告人の御家族の方を呼んできたんですけれども、被告人に飲酒癖があったので、もうお酒やめますというところがどうかというところだったんですけれども、お父さんが出てきて、息子さん酒やめますかと聞かれたら、無理ですとお父さんが言ってしまって、身も蓋もない結果になってしまって、そのところは事前に打合せとかなかったのかなというふうに思いましたけども。

司会者

ありがとうございます。そうすると、尋問をするに当たって、証人の方との打合せをもうちょっとしていたほうがよかったんじゃないのという、こういうアドバイスですかね。

3番

そうです。

司会者

先ほどの4番の方のお話の中で、専門の方が証人として来られたということですが、解剖医の方ですか。

4番

はい。

司会者

解剖医の方の尋問のときに何か工夫されてる点とかはありましたでしょうか。最初その解剖医のお医者さんは証人尋問のときにプレゼンテーションされたのでしょうか。それとも、一つ一つ質問で答えていったという形ですか。

4番

プレゼンテーションの形ですよ。スライドでイラストを出しながらやってたと思うんですけど。事前に私たちのところにもその資料があって、見ながらやってたんですけど。結構年配のお医者さんだったと思うんですけど、話し方もそんなにたどたどしくもなく、しっかり必要なことだけを淡々と説明されてるような印象がありました。先ほど証拠の話のときにもあったんですけど、専門用語も非常に、先にレジюмеもあったので分かりやすかったですし、その辺では、事件と全く関係のない人がああいった形で出てきて説明されるんだなというのは大変だなというふうに思いましたけど。

司会者

専門用語のレジюмеというお話が今ありましたけど、それはどういう形をしていたのでしょうか。

4番

打撲とかいろいろありますよね。ちょっと私も覚えてないんですけど、そういった医療用語でそういったけがの状態を細かく書かれたものが出ていたと思います。

司会者

そうすると、医学用語が漢字とあと振り仮名で幾つか並列されているという、そういったものだったと。

4番

はい。そういった形だったと思います。

司会者

それは役に立ったというお話なんですね。

4 番

はい、非常に。難しい漢字もいっぱい出てて、どうやって読んだらいいの
というがあるので、非常にその辺は分かりやすかったかなと思いますね。

司会者

多分けがの話ですとか体の部位の名称ですとか、そういったものを専門用
語で音読みにされると一体どこの部分を言っているのか分からないと。

4 番

そうですね。

司会者

それが文字になっていたりすると分かりやすいと、こういうことでしょう
かね。

4 番

そうですね、はい。

司会者

ありがとうございました。ところで、証人や被告人の話、いろいろ尋問が
進んだわけなんですけども、評議のときにその内容を皆さんは覚えていらっ
しゃいましたか。1 番の方は結構たくさん証人尋問をやったんですけれど
も。

1 番

そうですね。期間が長かったので、もうすごい量のメモを皆さん書いてて、
通常のレポート用紙 2 冊ぐらい書いてて、本当に勉強会のような状態で、こ
のときにこういうことを言ってたと聞き取ってなかった人も、ほかの人がと
ったメモを参考にしたりとかして、すごく話し合いましたね。

司会者

ほかの方もメモをとられたんでしょうか。3 番の方どうぞ。

3 番

そうですね。比較的シンプルな事件だったものですから、大体皆さんよく理解できていたと思います。

司会者

証人や被告人に対する質問について、こういうふうにしていただきたいなという皆さんからの要望は何かありませんでしょうか。質問のスピードなどはどうでしたでしょうか。いずれも大丈夫だったということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。4 番の方どうぞ。

4 番

私のときは結構グループで傍聴席にも関係者がいたので、同じ仲間が証人に出てきたりとかしてしゃべると、非常に野次が飛んでまして、後ろをたしかスクリーンか何かで隠してたと思うんですけど、隠してても分かるような、分かるというか、そんな感じだったので、その辺どうなのかなというふうに思いましたね。実際隠されてはいるんですけども、多分もろ分かりじゃないかなという感じで、傍聴席にいる関係者の人間はみんな野次を飛ばしてたんで。その辺をうまく、何というんですかね。

司会者

裁判所がもう少しきちんと傍聴人に対する発言を抑えるようにということをしたほうがよかったと。

4 番

そうですね。そうしないと、どうしてもそれに威圧されてうまくしゃべれないというケースも出てくると思うので、なるべく法廷に立った段階で、うそ偽りなくちゃんとしゃべれるようなものがやっぱり必要だと思うので、その辺がちょっと気になったかなというふうには思いましたけどね。

司会者

ありがとうございました。証拠調べの関係でもう少し伺いますが、刑の重

さを判断するに当たって分かりやすいものになっていましたかという観点からなんですけれども、特に共犯者が複数いる事件ですと、共犯者間の立場とか役割の違い、あるいはグループの中での立場、こういったものについて御理解できたのかどうか、そういった観点からいかがでしょうか。何か御意見はありますか。一番苦勞されたのは6番の方かなと思うんですけれども、先ほどから幾つか伺ってますけれども、さらに補充される点がありますでしょうか。

6番

そうですね。主犯格二人が、先ほど申し上げたようになすり合い的な証言をしてたということで、どちらの言ってることが真実なのかということで、やはりそれが評議するときが一番難しかった点だと思います。

司会者

先ほど被告人の話してる態度からだんだん分かってきたというお話がありました。それ以外にも判断材料というのはあったんでしょうか。

6番

そうですね。態度と。その態度の中に含まれると思いますけど、やはり反省の度合いですね。被害者に対する謝罪の言葉とか、そういうところで真実かどうかということと、量刑を判断する一つに反省の有無というところがありました。

司会者

6番の方が担当された事件の判決を見ますと、共犯者が3人いて、主犯格でない人の供述と一方の被告人の供述の話がよく合っていると、それから主犯格の一人の話は随分途中で内容が変わってきてしまっているとか、そういうことも触れられていたようなんですけれども、そういうことも判断材料になっていたということよろしいでしょうか。

6番

はい。

司会者

4番の方が担当された事件で、別に審理している共犯者の方がいますよね。共犯者に対してどのような判決が出てるのかとか、そういった点は証拠になってたんでしょうか。

4番

そうですね。一応その辺の話もありましたし、非常に複数絡んでるんで、主犯格の人は出てないんですけど、どこまでその事件に関与してるのかという部分と、それが要するに主犯格の主導のもとでやっているのかとか自主的にそれが行われているものなのかとかという部分、弁護人の話も含めて聞きながら、検討しながらという感じで量刑を決めていってはいましたね。あと、判例も含めて資料を見せていただいて、そういったものも加味した上で決めていくわけですけど、非常に一番難しいところでありまして、どちらかという心理的な部分がかかり出てくるところでもあるので、そのときに頭を悩ませた思いはありましたね。

司会者

1番の方が担当された覚せい剤の事件ですと、何が刑の重さを考えるに当たって大切なのかという、その辺りは証拠調べをやってるときにどの辺に注目されていましたか。

1番

やはり覚せい剤の認識があったかどうかというところが一番争点になって、弁護人は本当に知らなかったという前提のもとで無罪を訴えているので、実は知って運んできたというところを、それぞれの証人や被告人の話を聞きながら、ちょっとした言葉の、こういうことを言ったから実は知ってたんじゃないかというところを考えていくような形でしたね。

司会者

有罪無罪の判断は、そういうところに注目していたと。

1 番

はい。

司会者

そうすると、量刑の問題よりもまずは有罪無罪の判断が先行していたので、そちらに集中されていたということでしょうかね。

1 番

ええ。有罪だと決まったときは、過去の覚せい剤のグラフというか、そういうので、どのぐらいの刑かというのは過去のデータを見せてもらって判断しました。

司会者

今グラフの話が何人かの方から出ているので伺っておきたいんですけども、評議のときに量刑に関する棒グラフで過去のものをごらんいただいたかと思うんですが、これは参考になりましたでしょうか。1 番の方、それから4 番の方は参考になったというお話ですけど、3 番の方はいかがでしょうか。

3 番

過去大体このような感じが多かったというのは、非常に参考になりました。あとはちょっと、本当の法律の問題かもしれませんが、例えば道で急に襲われてかばんを取られたと。1 個かばんを取って窃盗ということもあるでしょうし、殴ってたら傷害ということもあるでしょうし。今回強盗致傷となると、私のイメージは本当に一軒家に押し入ってみたいな相当重い罪状かなと思ったんですけども、道でちょっと襲って、けがもそれほどでもないというところで、その罪状だとそれぐらいが相場なんでしょうけれども、個別に分けたり、金額とか、けがもあんまりないというところで、それが組み合わされて平均的にするというのは、本当にこんなに重いものなのかというふうになんて驚きました。

司会者

同じ強盗致傷という事件でも、人の家に入っていく強盗致傷もあれば、道路上でいきなり襲う強盗致傷もあると。それによって違いがあるのではないのかという、こんな印象があったのでしょうか。

3番

まあ、重さというか軽さというか。そうですね。

司会者

6番の方いかがでしたか。

6番

私の印象としては、過去のデータというのが一つの判断材料にはなっただと思うんですけど、やはり被害の大きさとか被害者の家族の思いですね、そういうものを考えると、過去のデータも確かに大事なのもかもしれないですけど、その辺はもっと考えてやったほうがいいかなという感じはしたということですね。

司会者

証拠調べ全般について検察官の立場からの質問あるいは意見はありますか。

築検察官

実はですね、覚せい剤の密輸の関係に関しましては、私は前任庁で相当数やっております、覚せい剤の害悪というものを裁判員の皆様がやはり日常生活で基本的に知らないということで、例えば大体1回使用量がどれぐらいで密売価格がどれぐらいで、国際的に非常に、日本に密輸入がどれぐらいあって、摘発にどれだけ苦勞しているかということも含めて、害悪性の立証についてやったほうがいいのではないかといろいろ検討して、前任庁、又は今の東京地裁でもかなりやってはいるんです。そこら辺の関係が実際に立証であったかどうかというのは分からないんですけども、覚せい剤の害悪性の立証が量刑判断に役に立つかどうかという点が一つ。それは1番の方になる

わけですが。あと量刑分布グラフについての論告での指摘の仕方について今いろいろ検討して工夫を重ねているところなんですけど、もしそういうような指摘の在り方、量刑分布グラフの中で、この事例は重いほうの部類ですよとか真ん中ですよとか、そこら辺について指摘があった事例の方では、それが意見として役に立ったのか、そう言われてもあんまりぴんとこなかったのかなという、そこら辺の感想があればお聞かせいただけたらと思います。

司会者

まず1番の方から、覚せい剤の害悪について検察官が証拠調べで証拠を出されたどうか、その点はいかがでしょうか。

1番

裁判長のほうからいろいろそういうお話は聞きました。検察官ももちろん最初にさらっと説明してくださったと思うんですけども、評議室にいるときにも、覚せい剤というのはやはりふだんの生活の中でぴんときてない部分があったので、それはすごく細かく説明してくださいました。

司会者

論告や弁論の中で棒グラフを使って、この事件はこの辺に位置づけられますよという、そういう話があった事件を担当された方はいらっしゃいますかね。6番の方どうぞ。

6番

先ほど申し上げたように、評議の最後の量刑を決めるときに、類似事件の過去の量刑のデータというのが表示されて、それはこの罪状だったら何年から何年という幅があって、その中で重いほうか軽いほうかというような説明があって、それが量刑を決めるときの一つの要素になったということは言えますし、私たちは素人だったんでそういう意味では一つの参考にはなったと思うんですけど、逆に範囲を決められてしまったという、そういう感じもあるかなというところがありますね。そこのところはあくまでも参考とい

う形で捉えるほうがいいのかなどという感じはありますか。

司会者

4番の方が担当された事件でも、弁護人の弁論の中でグラフが示されているようですけれども、いかがでしたでしょうか。

4番

それは参考になりますし、考えていく上で非常に大切だと思いますし、あと最終的に量刑の部分の評議している間にそういった過去のデータも出てきたりとかして、見たんですけども、あくまでも本当に参考というか、量刑を決めるときというのは本当に足し算、引き算を頭の中でいろいろしていった状態で、何もなければなかなかその答えが出せないところもあるので、逆にそういった資料があると、そのとおりにはいかないとは思いますが、参考程度に見ることでもう少し自分の頭の中でも足し算、引き算が速くなったかなという気はしましたね。

司会者

分かりました。ありがとうございます。最後のテーマですけれども、裁判官の説明について分かりやすいものでしたかと、改善や工夫すべき点がありますかということなのですが、法律用語についていかがだったでしょうか。何か御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。1番の方の事件では覚せい剤の認識ということについて恐らく説明があったのではないのかなと思うのですが、いかがですか。

1番

そうですね。それはきちんと説明もありましたし、あとちょっと証人でブラインド・ミュールというか、覚せい剤、どう説明したらいいんですかね。

司会者

ブラインド・ミュールという言葉とウィットニング・ミュールという言葉が出てますよね。

1 番

そうです。二つの言葉があって、分かって持ってきた人は罪になるけれども、分からないで持ってきた人は罪にならないみたいな考え方があるみたいで、弁護人のほうの証人で、そのことについて本を書いたという方が、事件には全く関係ないんですけど証人として呼ばれたりとかして、ちょっと分かりにくい部分はあったんですけども、その辺は裁判官が割と分かりやすく教えてくださったので、理解できました。

司会者

共犯者のいる事件では共謀という言葉について説明があったケースもあるかなと思いますけど、いかがでしょうか。6 番の方のケースでは余りなかったですか。

6 番

共謀についてはないですね。

司会者

4 番の方はいかがでしょう。

4 番

共謀という言葉は、出てきたと思うんですけど、そんなに難しくはなかったですね。特に。

司会者

4 番の方が担当された事件では、被告人二人は被害者に対する暴行をしていないわけですね。

4 番

そうですね、はい。

司会者

そうすると、現場に行っただけの仲間たちがやってる場面に同席していたと、こういうふうな状況で、そうしますと共謀共同正犯という犯罪類型で責

任が問われてるのかなと思います。その点の共謀については、そんなに難しくはなかったですか。

4 番

難しくはなかったですね。

司会者

3 番の方の事件ですと強盗致傷ということで、強盗罪における暴行とはどんなものなのかという説明というのはあったんでしょうか。先ほど3 番の方のお話ですと、これで強盗になるのかという疑問があったというお話だったんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

3 番

私もたまたま昔ちょっと法律を勉強したので大体分かっておりましたけれども、やっぱり法律の問題で、いろんな犯罪が出てきて、その罪状によって画一的に何年というのが決まってるところが、もう少し重い軽いで柔軟に判断できるようになったほうがいいかなという感じがしてます。

司会者

あと、量刑の考え方について、恐らく裁判官のほうから、やった行為にふさわしい責任を問うんですよと、こういう行為責任ということについての説明があったかなと思うんですけれど、それについて理解できましたでしょうか。いかがでしょうか。1 番の方いかがですか。

1 番

理解できました。分かりやすく説明していただいたのでよく分かりました。

司会者

3 番の方はいかがですか。

3 番

よく分かりました。

司会者

4 番の方はいかがですか。

4 番

それはよく分かりました。

司会者

6 番の方はいかがですか。

6 番

はい，分かりました。

司会者

では，行為責任についての説明は分かりやすいものだったということよろしいでしょうか。法律用語の説明について検察官あるいは弁護士の立場から何かございますか。

江口弁護士

6 番の方にお聞きしたいことがありまして，6 番の方は複数の被告人の話をするときに，証言するときの内容だけじゃなくて，証言するときの態度も見ながら聞いていったとおっしゃいました。そういうふうに，その人がどういうふうに今反省しているかに着目しながら聞かれていったと思うんですが，他方で，評議のときにやったことを中心に決めてくださいという説明を受けて量刑を決めるということになって，自分の中で反省しているかどうかを見てたのに，やったことを中心に見るという説明を受けて，何かずれとかを感じなかったのでしょうか。

6 番

確かにやったこと中心ですけど，それだけではなくて，やはり量刑を決める一つの要素として被告人の反省の度合いとか謝罪の気持ちという，その辺も量刑を決める要素だというふうに説明がありました。

司会者

本日は報道機関の方も御参加されておりますが，報道機関の方から質問あ

るいは意見等何かございますでしょうか。どうぞ。

甲社A記者

甲社のAと申します。本日は報道機関の代表と申しますか、司法記者クラブの幹事社として質問させていただきたいんですけれども、裁判員裁判に関する報道に関してどう思われるのかというところと、何を期待されるのかというのをちょっとお伺いしたいです。その質問をする理由というのは、裁判員裁判の判決が終わると司法記者クラブで会見をやるんですけれども、そのときに裁判員の方の話を聞いていると、選任されるまで十分な情報が足りなくて戸惑ったという経験を口にされた方が結構多くて、もうちょっと有益な十分な情報が欲しかったという方がいらっしやって、我々もちょっと最近少なくなってきてるとはいえ報道はしてるんですけれども、何が有益で何が役に立つのかいまいまだ十分つかみ切れてないところがありまして、もし何かこういう情報があったらいいなというのがありましたら教えていただけますでしょうか。

司会者

裁判員裁判の報道について何を期待するか、どういう情報が欲しいのかという御質問ですが、1番の方からお願いできますでしょうか。

1番

最初に、裁判員に選ばれましたという最初のお手紙のときに冊子みたいなのが来て、かなり細かく書いてあるんですけれども、だからといってすぐ呼び出しがあるわけではないですよと、2番目に来た手紙で一応こちらに来るという形なんですけれども、私自身が裁判員に選ばれて、終わった後に周りの近所のお友達とかに裁判員をやったんだと言うと、ほとんど皆さん、大変だったんでしょうとか死体の写真見たのとか、自分がもし選ばれたら絶対やりたくないとおっしゃるんですね。ちょうど私がやった後に、裁判員を経験したことによって心の病になったというか、裁判所を訴えるような事件があ

りましたよね。そのときに報道でそのニュースが流れたときに、同時に裁判員というのは1回目のときに選ばれて2回目のときに来たときも断ることができるんですね。最終的に選ばれたときも1日目ここに来て、私には無理と思ったらもう次の日から来ないという選択もあるので、来た人は分かっているんですけども、来てない人は知らないのです、そういうニュースが流れたときに補足として、けれど途中で断ることもできるんだということをおっしゃってくだされば、イメージが変わるんじゃないかなと感じました。

司会者

今のお話ですと、辞退ができる場合があるので、それについて必要な情報を提供してくれるとありがたいと、こういうことでしょうか。

1 番

はい。

司会者

では、続いて3番の方どうぞ。

3 番

そうですね。報道ということについて言うと、ニュースでよく見るのが裁判員裁判の結果がひっくり返ったとかいうものを何件か見るんですけども。どうしてそういうことになるかというのを考えると、今日ちょっと来るに当たってもう一回守秘義務関係のところを見てきたんですけど、実際の話合いについては守秘義務があるということですよ。たまたま選ばれた方の中で、例えばものすごく感情的になってしまったりとか、例えば余り常識のない方の判断が入った場合とか、そういうのを防ぐためには、その話合いの過程が、裁判員経験者はずっと守秘義務で何も言えませんよと、罰則がありますよということだと、改善されていかないような気がします。例えば守秘義務の中でも、こういう話合いがあったとか、誰かがこう言ったというのはいくらでも分かりますけども、守秘義務の内容を今日ちょっとホーム

ページでも見てきたんですけども、もう少し明確にといいますか、これは言っちゃ駄目ですけども、例えば明らかにおかしいことがあった場合には、そこが明らかにならないと改善されていかないような気がしますので、その守秘義務とかのところの内容を明確にするとか、もう少しここまではいいんじゃないかと、ここまでが明らかになればもっとだんだん改善されていくんじゃないかというようなところを決めていただければいいかなというような気がします。

司会者

守秘義務の範囲をより明確にさせていただきたいと、こういう御要望と、あとはその守秘義務の範囲についてというか、問題点についてですかね。報道していただければという、そういう御趣旨なんでしょうか。

3番

報道以前にまず裁判員法といいますか、その中で明らかになってないと、いろんな問題点が伝わらないのかなという気がしますね。

司会者

4番の方どうぞ。

4番

先ほど1番の方がお話しされたように、一般的なイメージですよ。ああいう事件の証拠物件を見て怖いんじゃないかとか、私もやる前はそういうイメージしかなかったんで、多分皆さんも一緒だと思います。実際、私も何もそういった法律的な部分も勉強はしてませんし、仕事に関しても全然畑違いのところの仕事なので。今回やるに当たって、実際携わったらいろんな資料であるとか説明であるとかというのも非常に分かりやすく、こういった素人がうまく裁判に参加してるということは、それなりに関係者の方が皆さんいろいろ尽力を尽くされてると思います。そういった部分をもう少し一般的に報道してもらえれば、ピンポイントで捉えてしまうとどうしてもイメージが

悪くなってしまうので、そういったことをすることによって、私の場合2週間ほどだったんですけど、非常に有意義な時間を過ごさせてもらえまして、ものの考え方も変わりました。実際事件に携わることによって、これは抑止力にもなると思いますね。一般的にこういった事件を知ることによって加害者にならないということですよね。そういった部分でも非常に勉強になることなので、やっぱりみんな知っていかないと身にならないというか、考えることができないと思うので、こういった場を設けてもらって、どんどんやっていくということに対しては、私はすごくいいことだと思います。逆にそれを、いざ入った人はこうやって分かりやすく説明されて分かるんですけど、一般的な部分でも分かりやすいように、こういったメリットもあるんだよという部分ですよ。金銭的なメリットとか云々じゃないんですけど、そういったメンタルの部分でメリットがあるという部分、考え方が変わるという部分も含めて報道というか発信してもらえればイメージが少しはよくなるのかなと思います。イメージが悪いというか、怖いというイメージが皆さんあると思うので、そういった部分についてです。それと分からないからできないということもありますし、その辺を認識しやすいように報道してくれるなり発信していただければいいのかなというふうに思いました。

司会者

では6番の方、最後になりますがお願いいたします。

6番

やはり私も選ばれる前は非常に不安でした。本当にできるのかと。一般の人もそう思っている方は多いと思います。やはりそこは裁判のやり方とか流れとか、そういうことが分からないので、本当にできるかなと、そういう不安が大きいと思うんですね。今皆さんがおっしゃってるように、とにかく全くの素人でもできるんだという何かしらのこういう、もう少し裁判の進め方の説明ですね。そういうところをもう少し報道して、一般の人が不安を抱か

ないような何か説明をできればいいのかなというところですね。あとは、やってみてやはりいい経験になったということですね。やってみないと分からないというところ、よい経験になるというところをもう少し強調してもいいのかなというふうに思います。

司会者

どうもありがとうございました。ほかに質問はありますでしょうか。

甲社A記者

もし意見をお持ちの方がいらっしゃればで結構なんですけれども、裁判員を経験されて、先ほどお話にも出ましたけれども、精神的な負担を感じた経験とか、またそういった経験を踏まえて何か制度自体ここを改善したほうが良いという点がもしあれば教えていただけないでしょうか。

司会者

精神的な負担を解消するための改革するような案がありますかということですが、いかがでしょうか。特に今のところないということですかね。余り精神的な負担をお感じにならなかったということでもよろしいでしょうか。

1 番

逆に、さっきもそこで意見が出てましたけど、ものの考え方が変わって、是非ともやってほしいなと思いますね、ほかの方にも。精神的に負担を感じるんじゃないかなと思ってましたけど、実際は逆で、やっぱり加害者にならないように、被害者にならないようにと考えるのと、裁判員裁判のニュースが流れるたびに、私たちと同じように考えて今この裁判が行われてるんだなということを感じることが多くなりました。

司会者

ありがとうございました。本日は貴重な御意見を多数承ることができました。裁判員裁判は国民の皆様の理解と協力によって成り立っております。裁判員裁判を担当する我々としましては、今日いただいた話を参考にして今後

の裁判に活かしていきたいと考えております。本日はまことにありがとうございました。

以 上